

青少年をインターネットの青少年有害情報から守る取組について

平成21年4月1日から「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律」(以下「法」という。)が施行されたことにより、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が、青少年が使用する携帯電話端末やPHS 端末(以下「携帯電話等」という。)にその役務を提供する場合には、青少年有害情報フィルタリングサービス(以下「フィルタリングサービス」という。)の利用を条件とすることが義務づけられている。

しかし、保護者がフィルタリングサービスの解除を申し出た場合は無条件に解除ができてしまうため、法施行後も携帯電話等から有害なサイトにアクセスすることにより、青少年が犯罪に巻き込まれるケースが多発している。

また、近時、ゲームサイト等を含むコミュニティサイトからの被害も急増している。

各都県においては、青少年が使用する携帯電話等のフィルタリングサービス解除の厳格化や新たに携帯電話事業者や販売店(以下「携帯電話事業者等」という。)に対して説明責任を課すことなどを条例化する動きがある。

ところが、条例の効力が及ぶ範囲は当該地方公共団体の区域内に限られるため、区域外での契約や携帯電話事業者等には規制が及ばず、効果が限定的となっているのが現実である。

また、新しいインターネット接続機器に対して、法が十分に対応できていない面も見受けられる。

例えば、携帯電話等と同等以上の機能を持つスマートフォンなどに対して、法は必ずしも携帯電話等と同様にフィルタリングサービスを利用することを求めてはいない。

さらに、自治体によっては、青少年有害情報がインターネット上に不適切に流れていないかを見回る活動を行っているが、有償会員登録をしないと掲載内容を確認できないサイトがあるなど、行政での確認には一定の限界があることや、青少年有害情報の削除依頼をしても、サイト管理者が対応しないケースも増加しているなど、青少年を守るための環境の整備が十分でない面もある。

青少年を健全に育成することは社会の責務であり、とりわけ青少年をインターネットの青少年有害情報から守る取組は、国をあげて行う必要がある。

以上のことから、次のような法改正を国に要望するものである。

- 1 青少年が使用する携帯電話のフィルタリングサービス解除の厳格化を図ること。
- 2 携帯電話事業者等の契約者への説明責任の徹底を図ること。
- 3 スマートフォンを始めとした新たなインターネット媒体の普及といった、青少年を取り巻くインターネット接続環境の変化への対応を図ること。
- 4 特定サーバー管理者に対して、その管理する特定サーバーを利用している青少年有害情報発信状況の監視を強化すること。

平成22年 月 日

内閣総務大臣	菅 直 人 様
経済産業大臣	片 山 善 博 様
内閣官房長官	大 畠 章 宏 様
内閣府特命担当大臣	仙 谷 由 人 様
	岡 崎 卜 三 子 様

九都県市首脳会議

座長	東京都知事	石 原 慎太郎
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	神奈川県知事	松 沢 成 文 子
	横浜市長	林 文 子 夫 人
	川崎市長	阿 部 孝 夫 人
	千葉市長	熊 谷 俊 人 夫 人
	さいたま市長	清 水 勇 人 夫 人
	相模原市長	加 山 俊 夫 人